

水資源活用地域共生事業(継続)

1. 趣 旨

- (1) 都市と農村が共生する社会の構築及び農村の振興に向けて、営農形態の変化に応じた農業用水の適切な確保とともに、地域の限られた水資源の中で、新たな水需要に対応していくことにより、地域のより一層の発展が望まれている。
- (2) 近年、全国的には都市用水等の大幅な需要増は見込まれないものの、地域的には比較的少量の都市用水、農村地域における多様な用水(営農飲雑用水、畜産用水、地域用水等)の需要が高まっており、水需要の実態に応じた機動的かつきめ細やかな用水の創出が求められている。
- (3) しかしながら、転用側(農業用水)は用水確保への不安、配水操作・施設管理の複雑化・高度化に伴う不安を有すること、用水転用を図るためには多機関に亘る合意形成や複雑な権利調整等を要すること等から、転用が進みにくい状況が見られる。
- (4) このため既存ストックの活用により、地域の水資源の有効活用を一層推進する観点から、新たな水需要に応じた農業用水の転用が見込まれる地区を対象として、簡易な水管理施設の整備等を実施し、営農形態の変化や多様な用水の供給に対応した適正な配水操作の確立を図るとともに、用水転用を踏まえた適切な用水計画の策定を行うことにより、農業利水者の不安を解消しつつ円滑な用水転用を促進することとする。

2. 事業内容

(1)水資源有効活用構想の策定

(2)配水操作計画の策定に係る技術的指導

(3)転用水創出の実証活動に係る技術的指導

(4)農業用水転用に係る補完整備

末端おおむね5ha以上(ただし、管水路にあっては末端要件なし)の支配面積を有するものを対象

3. 採択要件

公共性の高い用水転用が見込まれ、総事業費がおおむね3,000万円以上であること

4. 事業実施主体 都道府県

5. 事業実施期間 平成14年度から平成23年度(平成21年度新規地区採択)まで

6. 補助率 50%

7. 平成19年度概算決定額(平成18年度)
16,000千円(20,650千円)

(担当課:農村振興局整備部水利整備課農業用水対策室)